

論弁頭の初 裁判病水

原告、異例の陳述

慰謝料請求 訴訟促進訴える

熊地裁

水俣病患者家庭互助会の訴訟派(代表磯辺栄盛さん、二十八世帯)がチツソ坂を相手取って起こしていた慰謝料請求訴訟の第一回口頭弁論は、十五日午前十時二十分から熊本地裁一号法廷(同民事三部、斎藤次郎裁判長係)で開かれた。【関連記事3面に】

原告側弁護団(山本茂雄判長、十七人)被告側弁護団(中庭二郎、磯辺栄盛さんら二十八世帯の代表者三十八人、金村健一、佐々木チツソ水俣病社長、久我本社総務部長ら五人が出廷した。

開廷直後の訴状陳述では、山本

判長が実態に訴状文面を四十分にとわって朗読、続いて被告側が立って「私たち水俣病患者家庭はこれまであらゆる差別や貧しさに耐えてきた。それは生きながらの地獄だった。しかし紛争処理の最高機関にお願いしたい。一日も早く公正な裁判が行な

われることを願っています」と訴訟促進の異例の要請陳述を行なった。

被告側の答弁書、準備書面陳述のと、原告側から「被告側は現時点でも水俣病の原因がチツソの工場廃液によるといふことについて知らないといわれるのか」と因果関係について被告側の態度をた

だした。被告側は書面で答えることを答を避けた。

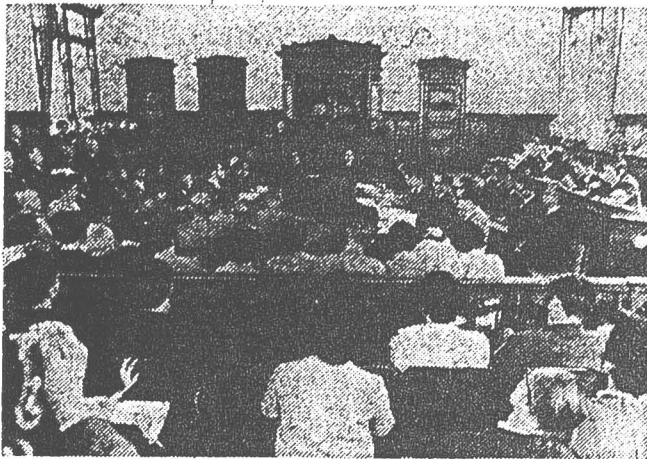
最後に斎藤裁判長から原告に対して「不法行為の摘発の方法」兄弟の慰謝料請求権——などについて、被告に対して「過失否認の理由」と和解契約などについて具体的な説明を求めた。いずれも次回までに文書で提出することとして正午閉廷した。

第一回口頭弁論は来年一月十六日、第三回は三月十八日(いずれも午前十時から)に行なわれる。

水俣病問題の経緯

昭和三十八年、水俣市周辺四市町村でネコの狂い死にが続き、同年十二月第一号患者が発生した。三十四年七月、熊本大研究班が同病の原因として「有機水銀説」を発表した。

これまでに水俣病による死者は四十四人、熊本県水俣病被害調査会(三十七年発足)による認定患者は百十六人(うち胎児性三十一人)で、現在さらに三十二人が認定を申し出ている。「有機水銀説」の定説化に伴い四十三年五月、チツソはアセトアルデヒド製



始まった水俣病裁判の口頭弁論(右被告側、左原告側)

裁判の争点と主張

【水俣病裁判の争点】①水俣病の定説の因果関係の過半数の意見の金契約

【原告の主張】

一、水俣病は、工場の排液中に含まれたメチル水銀化合物が蓄積した魚介類を食べた人の間に発生したメチル水銀中毒症である。

二、原因物質のメチル水銀化合物(低級アルキル水銀化合物)は少量ずつ摂取しても体内に蓄積し、やがて中毒症状を示す。しかも、アルキル水銀は動物の脳神経系を侵すだけで、肝臓(腎臓)を侵さないため魚介類の体内に異常蓄積した。これを食べた人たちが水俣病を患った。

三、(イ)水銀および水銀化合物は毒物および劇物取締法に規定する毒物であり、同法第十一条(毒物または劇物の取扱)第二項(廃物または劇物の取扱)第二項(同法第十五条(毒物または劇物の交付の制限)第二項(廃物の取扱)があるにもかかわらず、被告は必要ない措置を取らず、蓄積に違反して水銀、水銀化合物を工場外に排水廃棄した。その結果、水俣病を発生させたのであるから過失責任は免れない。(ロ)被告は水俣病の原因物質が排液中に含まれているのを知りながら工場外に排出し被害防止の義務を怠り、アセトアルデヒドを増産した。この行為は、ほとんど故意に近い責任がある。

四、(イ)現行の毒物および劇物取締法の中に、原告の主張する規定があることは認めるが、この規定をもつて被告に過失があったとする原告の主張は否決する。(ロ)全面的に否決する。

四、被告と原告との間にはすでに和解契約が締結されており、被告は契約を履行している。よって原告らの訴えは失当である。

海部門の操業を中止、同年九月二十六日、政府は「水俣病はチツソ工場排液による公害」と認定した。

三十四年、患者家庭互助会は会社側と「見舞い金契約」を結んだが、公害利源定の政府見解が出た

あと、同互助会は同契約を白紙に戻し、新しく死者一律千三百万円、生存患者毎年六十万円の補償を要求した。これに対してチツソ側は見舞い金契約をタテにこれを拒否した。

厚生省はことし一月、新たな補

償問題を検討する第三者機関を設けた。ところが、同機関設置で互助会は一結論に異議なく従うとの確約書をめぐって紛糾、第三者機関一任派六十四世帯と訴訟派二十八世帯に分裂した。

六月十四日、訴訟派百十二人は

熊本地裁に民法七百九条（不法行為）などに基づき、チツソ会社に対し総額六億四千万円の損害賠償（慰謝料）請求の訴訟を起した。